

マイナンバー利用事務専用端末機器の借入れに係る仕様書

1. 調達概要

(1) 目的

マイナンバー利用事務委託のため、マイナンバー利用事務専用端末等の調達を行う。

(2) 内容

マイナンバー利用事務専用端末及び付属機器の借入一式（リース3年間）

(3) 契約期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課分室内

(5) 納入期限

平成30年9月28日（金）

2. 機器仕様

・ノート型パソコン一式 3台

| 項目 | 仕様 |
|------------------|--|
| オペレーティングシステム（OS） | Microsoft社製Windows10 Professional（64bit）日本語版 |
| CPU | Intel社製Celeron 3855U 1.6GHz相当以上 |
| メインメモリ | 4GB以上（メインメモリ2GBに2GBの増設も可とする） |
| 内蔵SSD | 容量128GB以上 |
| 内蔵DVD-ROM装置 | 書き込み機能は無いこと。書き込み機能を停止する等の代替は認めない。 |
| LAN接続装置 | 1000BASE-T対応 RJ-45コネクタ対応 |
| インターフェース | USB2.0以上 3ポート以上 |
| ディスプレイ装置 | 15.6型以上 TFT液晶以上 WXGA表示以上 |
| マウス | USB接続レーザーLED方式 標準サイズ（縦：90～115mm、横：45～70mm程度） ホイール付き 本体色は「黒」であること。 |
| キーボード | 日本語対応（JIS配列準拠） テンキーなし |
| 電源等 | 商用電源100V対応 内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。 |

※納入する機器類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「平成30年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に準拠したものであること。

3. ソフトウェア仕様

(1) 以下のソフトウェア及び必要ライセンスを台数分納入し、インストール作業を実施すること。

- ・マイクロソフト社製 Office 2016 Personal (日本語版)
- ・Internet Explorer 11以上
- ・Trend Micro社製 ウイルスバスターコーポレートエディション(奈良県保有分の追加ライセンス)
※2年目以降については、奈良県にて別途調達予定

- ・DigitalArts社製 FinalCode 自治体限定ライセンス(奈良県保有分の追加ライセンス)
- ・SKYSEAClientView クライアントライセンス(奈良県保有分の追加ライセンス)
- ・ARCACLAVIS Ways デバイスライセンス(奈良県保有分の追加ライセンス)
- ・ARCACLAVIS Ways 顔認証ライセンス(奈良県保有分の追加ライセンス)
- ・ARCACLAVIS Ways トークンライセンス(奈良県保有分の追加ライセンス)
- ・プリンタドライバ(プリントサーバを含む)、フリーソフトウェア等

(2) 前記以外のソフトウェアに関して担当者と協議の上必要と判断された場合はインストールを行うこと。

4. その他付属機器仕様

下記の機器について、納入し、設置作業を実施すること。

- ・セキュリティワイヤー(エレコム ESL-371) 3個
- ・Webカメラ(ロジクール HD ウェブカム C270) 3台
- ・LAN ケーブル(橙色 5m) 3本

5. 機器の搬入、設置、調整について

(1) 平成30年9月28日までに機器を搬入すること。搬入場所については、別途指示する(必要であれば、担当者の了解を得た上で事前に現場確認を行うこと)。

(2) 機器は、平成30年9月28日までに調整を実施し、上記1の(1)「目的」に沿って問題なく運用できる状態にすること。ソフトウェアについては、インストール及び基本設定を行うこと。

(3) 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。

5. 保守について

(1) 機器等を良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、3年間の保守を行うこと。

(2) 保守対応物件は、機器仕様に記載の物件全てとし、3年間の保守が可能な物件を納入すること。

(3) 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。ただし、保守作業を担当する業者が複数となる場合には、保守に関する対応窓口は一元化し、県に届け出ること。

(4) 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日(ただし、12月29日~1月3日を除く)の8:30~17:15とする。

(5) 障害発生時には、通知日またはその翌日に保守要員が現場に到着し復旧作業に着手し、原則として3日以内に復旧させること。また、持ち帰っての修理も可能(ただし、ハードディスクを除く)。早期に修理を完了させること。

(6) ハードディスクの交換が必要となる場合は、ディスクは回収しない、又は、ディスクデータ消去証明書を発行し回収することとする。

(6) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。

(7) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で価格を積算すること。ただし、奈良県健康推進課分室内で使用した電力料は、奈良県の負担とする。

6. リース満了後の措置

賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤収回収するものとし、その費用も負担すること。その際、ハードディスクのデータ内容を完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。